

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日)  
が休日は、その翌日  
の翌日

## 目 次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健課)

生活保護法による医療機関の変更 (ク)

生活保護法による診療所等の廃止 (ク)

被爆者一般疾病医療機関の指定 (健康対策課)

被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退 (ク)

保険医療機関等の指定 (保険課)

飼料の試験の結果の概要 (畜産課)

土地改良事業の工事の完了 (農村整備課)

◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則 (高等学校課)

## 告 示

### 鳥取県告示第百三十九号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成九年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第百四十号

生活保護法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第二十一号) 第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成九年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
さとみ歯科クリニック	八頭郡用瀬町大字鷹狩七六七―四	平成八年十二月二十五日
尾崎医院	八頭郡八東町大字才代一五八一―五	平成八年十二月二十七日
サンマリタン耳鼻咽喉科医院	米子市久米町四〇―三	平成九年一月十六日
大月歯科医院	倉吉市上井三三三―一六	ク
山本歯科医院	鳥取市市場三丁目一三	平成九年一月二十九日
潤歯科医院	鳥取市栄町二〇七	平成九年二月七日
やお歯科クリニック	米子市上福原三丁目三一―二二	平成九年二月十九日
薬局アイ	米子市富士見町二丁目二二七	平成八年十二月四日
あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町一三一―一七	平成九年一月六日
訪問看護ステーション ゆうゆうケア	西伯郡名和町大字西坪五四五―一	平成九年二月十九日

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
ドラッグイヌイ吉方店	鳥取市吉方温泉四丁目六〇三	平成八年十二月一日
薬局ワタナベ	米子市富士見町二丁目二二七	平成九年一月一日

鳥取県告示第四百一十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成九年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
山本歯科医院	鳥取市末広温泉町二二一	平成八年九月三十日
医療法人社団尾崎医院	八頭郡八東町大字才代二八一	平成八年十二月二十四日
大月歯科医院	倉吉市上井三三三一六	平成八年十二月三十一日
サンマリタン耳鼻咽喉科医院	米子市久米町三二一	平成九年一月五日

鳥取県告示第四百四十二号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条にお

いて準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成九年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
やお歯科クリニック	米子市上福原三丁目三二二	平成九年一月二十日
あさひ薬局倉吉店	倉吉市宮川町一三二一七	平成九年一月六日

鳥取県告示第四百四十三号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関から指定辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第二十五条において準用する同令第十八条第二項の規定により告示する。

平成九年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
安梅医院	東伯郡関金町大字大鳥居二二五一	平成九年三月三十一日

鳥取県告示第四百四十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二

年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
都田内科医院	米子市紺屋町一三三	平成九年二月二十二日
小田小児科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	平成九年三月一日
小田耳鼻咽喉科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	〃
鳥取県職員診療所	鳥取市東町一丁目二七二 鳥取県職員会館内	〃
寛齒科医院	鳥取市吉方町二丁目五五一	〃
井尻齒科医院	鳥取市雲山一〇一三八	〃
アド調剤薬局	米子市東町一九二	〃
よなご薬局	米子市車尾二二九四一	〃

鳥取県告示第四百四十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号) 第二十一条第五項の規定に基づき、平成九年二月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成九年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 年 月	試 験 の 結 果 の 概 要							備 考
				粗たん 白 質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム (%)	リン (%)	水分 (%)	
境港市 株式会社大伸水 産海洋資源科学 工場	境港市昭和町13 -13	大伸水産フィッシュミ ール	平成 9年 1月	65.2	8.6		15.7			9.5	
	株式会社大伸水産 海洋資源科学工場	ダイシン印マッシュ	〃	59.9	6.0	0.5	11.5	2.87	1.93	10.3	
境港市 鳥取缶詰株式会 社第一工場	境港市昭和町2-28 鳥取缶詰株式会 社餌料部	65%フィッシュミ ール	平成 9年 2月	66.8	7.6		16.7			9.0	
境港市 北陽油脂株式会 社	境港市渡町119 北陽油脂株式会 社	フェザーミール	〃	83.4	5.1		2.8			9.8	
		肉骨粉	〃	61.5	12.8		20.9			3.3	
岡山県倉敷市 西日本くみあい 飼料株式会社水 島工場	境港市外江町36 80-5	くみあい配合飼料成鶏 用コープエッグ	平成 9年 1月	17.3	5.9	3.4	11.4	3.59	0.55	12.0	
	鳥取県農業協同組 合連合会境港運送 倉庫	⑧くみあい配合飼料子 牛育成用ニューブリー ドペレット	〃	17.6	3.0	5.6	6.3	0.91	0.66	13.5	

注1. 飼料の名称の欄中「⑧」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。  
2. 試験の結果の概要の欄は、個別試験項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量を示す。

鳥取県告示第四百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成九年三月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事を完了年月日
郡家町	中山間地域農村活性化総合整備事業明辺地区区画整理	平成五年七月三十日
〃	中山間地域農村活性化総合整備事業落岩地区区画整理	平成五年八月三十日
〃	中山間地域農村活性化総合整備事業別府地区区画整理	平成八年十一月二十八日

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年三月七日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則

（鳥取県立学校管理規則の一部改正）

第一条 鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 高等学校の校長は、前項の規定にかかわらず、教育長に届け出て、学期を次のとおりとすることができる。

一 第一学期 四月一日から九月三十日まで

二 第二学期 十月一日から翌年三月三十一日まで

第七条第一項第四号中「四月四日」を「四月六日」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 夏期休業日及び冬期休業日 校長が教育長の承認を受けて定めた日（総日数は五十七日とする。）

第七条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第七号」を「第六号」に改め、「又は」の下に「第二項若しくは」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第四号から第七号まで」を「第一項第四号及び第六号」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定により届け出た高等学校にあつては、前項の規定にかかわらず、第二学期の始めを休業日とすることができる。この場合において、同項第五号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。

（鳥取県立高等学校規則の一部改正）

第二条 鳥取県立高等学校規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 校長は、前項の規定にかかわらず、教育長に届け出て、学期を次のとおりとすることができる。

一 第一学期 四月一日から九月三十日まで

二 第二学期 十月一日から翌年三月三十一日まで

第五条第一項第四号中「四月四日」を「四月六日」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 夏季休業日及び冬季休業日 校長が定めた日（総日数は五十七日とする。）

第五条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条第三項中「前二項の」を「第一項第一号から第六号までに掲げる休業日又は第二項若しくは前項の規定による」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第四号から第七号まで」を「第一項第四号及び第六号」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定により届け出た学校にあつては、前項の規定にかかわらず、第二学期の始めを休業日とすることができる。この場合において、同項第五号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。

（鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部改正）

第三条 鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則（昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「四月四日」を「四月六日」に改め、同項第五号中「七月二十一日」を「七月二十日」に改める。

附 則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

### 鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成9年度（平成9年4月から平成10年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成9年3月21日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

### 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□ - □□

住 所

申 込 者

氏 名



〔 団体にあっては、名称  
及び代表者の氏名 〕

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む）】